

# 「法人設立における印鑑届出の義務の廃止」 の実現に向けて

法務省民事局

# 目 次

- ・ 法人設立時における印鑑届出の現状・問題点
- ・ 取組の全体像
- ・ 1. 印鑑届出を任意とする選択制の実現
- ・ 2. 商業登記電子証明書の使い勝手向上

# 法人設立時における印鑑届出の現状・問題点

## 印鑑届出の現状

- 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。  
(商業登記法第20条第1項)

設立登記の申請の際は、会社代表者の印鑑を印鑑届書に押印して登記所に提出する必要

【印鑑届書】

## 完全オンライン化への障害

- 会社の登記は、オンライン申請も可能（平成28年度：約52%）
- しかし、**印鑑届書は、オンラインの提出が不可（書面提出のみ）**  
→ 印鑑届書を登記所に持参又は郵送により提出する必要

【書面提出に限る理由】

- ・ 印鑑届書をPDFデータに変換すると画質が悪くなり、印影の照合が困難になるおそれ
- ・ データ画像は自由に拡大・縮小でき、印影の正確な大きさを担保できないおそれ

会社の設立登記の完全オンライン化を実現するには、印鑑届出の在り方を見直す必要

# 取組の全体像

⇒こうした課題を受けて、今後以下について取り組む。

## 法務省の取組

1. 商業登記電子証明書を利用する場合には、**会社代表者の印鑑の届出を任意とする選択制**へと見直し（印鑑届出義務の廃止）

➤ 会社の設立登記の完全オンライン化を実現



2. **商業登記電子証明書の使い勝手の見直し**

➤ 商業登記電子証明書を初めて使う者を含め、誰にとっても更に利用しやすい電子証明書に

# 1. 印鑑届出を任意とする選択制の実現①

## 現状

○会社の設立登記を申請する際に、**印鑑届書を登記所に持参又は郵送**で提出

## 法務省の取組

○商業登記電子証明書を利用する場合は、**印鑑の届出を任意とする選択制**へと見直し

具体的には、

- 申請人の判断により、印鑑又は商業登記電子証明書に関する届出のいずれかを選択
- 会社成立後は、印鑑証明書又は商業登記電子証明書によって、会社代表者の本人性の確認を行い、各種取引や登記申請を行う。

## 今後

○印鑑届書に代えて、商業登記電子証明書に関する届出により、会社の設立登記に必要な書類等を**全てオンラインで提出することが可能**に

→ **申請人が登記所に赴くことなく、会社の迅速な設立が可能**

# 1. 印鑑届出を任意とする選択制の実現②

## 実現のために必要な事項

### <法令の見直し>

- 印鑑届出義務を廃止するためには、**商業登記法及び運用体制の抜本的な見直しが必要**
  - ⇒ 商業登記法は、会社の代表者から事前に印鑑の提出を受けることを前提に制定されていることから、印鑑を前提とした規定を改正した上、印鑑を電子認証制度に置き換えた場合の運用体制も精査する必要

### <関係システムの改修>

- **登記情報システム、登記・供託オンライン申請システム及び電子認証システムの改修が必要**
  - ⇒ 登記や電子証明書に関する業務は上記システムで実施しているため、商業登記法及び運用体制の見直しや電子証明書のオンライン発行請求を実現させるためには、上記システムを改修する必要

## 2. 商業登記電子証明書の使い勝手向上①

### 現状

- 選択制へと制度を見直した後は、会社代表者の印鑑を届け出ない者は印鑑証明書の代替として**商業登記電子証明書を使用**することとなる。

### 商業登記電子証明書とは

- 登記所が「法人」の代表者に対して発行する電子証明書。国・地方公共団体等に対する多くのオンラインによる申請・届出の手續に利用可能
- 登記所が管理する登記情報に基づいて登記官が行う証明であり、会社・法人等の代表者の**「本人性」**、**「法人格の存在」**、**「代表権限の存在」**を認証する**唯一の公的制度**（登記事項の変更もリアルタイムに反映）
- 国・地方公共団体等のオンライン手續のほか、企業間の電子契約などにも利用可能



- ✓ 今後、デジタルガバメント実現の中で、潜在的なニーズを捉え、利用者目線で使いやすくするなど、利便性を更に向上



- ✓ 併せて、**利用コスト**（利用に必要な事務処理や取得費用等）**を見直し、商業登記電子証明書の利用による費用対効果を更に向上**

## 2. 商業登記電子証明書の使い勝手向上②

### 課題① 使用に必要な事務処理の簡素化

- 技術的な問題に起因して、現在は、商業登記電子証明書の利用にひと手間がかかる。特に商業登記電子証明書の使用に慣れていない者にとって**利用のハードル**になっているおそれ

(課題の例)

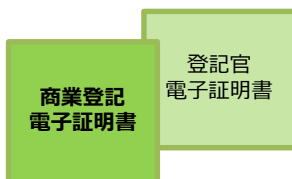
登記官の電子証明書は、1年ごとに更新しており、その都度、パソコンにインストールする必要

取引において商業登記電子証明書を円滑に利用するには、利用者のパソコンに登記官の電子証明書をインストールする必要

### 技術的見地から、課題の解決を検討

登記官の電子証明書の更新頻度を長くすることで、利用者によるインストールの手間を最小化できるか

登記官の電子証明書を安全で信頼できるものとしてソフトウェア会社に認めてもらい、利用者によるインストールを不要にすることが可能か



【登記官の電子証明書】

※商業登記電子証明書には登記官の電子証明書が添付されており、この証明書を確認することで本当に電子認証登記所の登記官によって発行されたものであるかどうかを確認することができる。

→ **商業登記電子証明書の利便性を向上**



## 2. 商業登記電子証明書の使い勝手向上③

### 課題② 商業登記電子証明書の取得に要する手数料

- 商業登記電子証明書の取得に要する費用が、想定される**利用のメリットを上回る**ため、活用が進まないという指摘がある。

→ **利用を促進する観点から、手数料の見直しを検討できないか**

【参考】商業登記電子証明書：7,900円（証明期間1年），印鑑証明書：450円／通

### 課題③ 商業登記電子証明書の取得方法

- 現在の申請方法は、**登記所に持参する方法又は郵送する方法に限定**されており、オンラインによる請求の要望がある。

→ **オンライン発行請求の仕組みの創設により、登記所に赴くことを不要できないか**

※ 現在でも、商業登記電子証明書の発行手続は原則として当日に完了するが、更なる迅速化・負担軽減が可能に

 こうした使い勝手向上の取組（手続コスト・費用の見直し）により、**商業登記電子証明書利用の費用対効果を更に向上**